

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成29年10月5日(2017.10.5)

【公表番号】特表2016-519626(P2016-519626A)

【公表日】平成28年7月7日(2016.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-040

【出願番号】特願2016-506291(P2016-506291)

【国際特許分類】

B 6 4 D 11/06 (2006.01)

B 6 0 N 3/00 (2006.01)

A 4 7 C 7/62 (2006.01)

【F I】

B 6 4 D 11/06

B 6 0 N 3/00 A

A 4 7 C 7/62 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成29年8月16日(2017.8.16)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0012

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

図1に戻ると、この実施形態において、支持アーム100は、1つまたは複数の滑り止めスリープ108を被覆された実質的に平坦なプロファイルを有して、実質的にU字形状をなしている。乗客からの視野角における異なる需要に適合するために、短い方のアーム112、114は、長さを調整可能なように設計されてもよい。中心を外れた位置で止まるヒンジ機構が設けられる。この実施形態において、ヒンジ機構は、アーム112、114を受け入れるための陥凹部(例えば、119)の後壁(例えば、118)の形状および向きの設計を通じて、および、アーム112、114の係合部分におけるアーム112、114のプロファイルの設計を通じて、さらに、アーム(例えば、114)の端部(例えば、122)に形成される対応する孔(隠れている)に受け入れられる陥凹部(例えば、119)内の2つのピン留めヒンジ(隠れている)として実装される固定回転軸構成のアーム(例えば、114)の端部(例えば、122)と協働して、実現される。有利には、ヒンジ機構はしたがって、位置を安定して保持し、デバイス(例えば、PED200(図2))の重量を支持することができる。そのような実施形態において、支持アーム100は、デバイス(例えば、PED200(図2))の重量が支持されることによって、乗客(図示せず)に向いている中心を外れた位置において保持される。